

桃丘地域活動協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、桃丘地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を天王寺区上之宮町4番46号 桃丘会館内に置く。

(対象区域)

第2条 本会の対象区域は、桃丘地域（別紙図のとおり）とする。

(目的)

第3条 本会は、桃丘地域を安全・安心で住みよいまちにしていくために、地域のさまざまな団体・対象区域の住民（以下、「地域住民」という）が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら取り組んでいくことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動分野を活動対象とする。

- (1) 防犯・防災に関する分野
- (2) 子ども・青少年に関する分野
- (3) 福祉に関する分野
- (4) 健康に関する分野
- (5) 環境に関する分野
- (6) 文化・スポーツに関する分野
- (7) 地域コミュニティに関する分野
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する分野

2 なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(構成)

第5条 本会は、地域で公益活動に取り組む別表に定める団体をもって構成する。

- 2 本会への新たな団体の参加については、運営委員会の議決によるものとする。
- 3 ただし、原則、当該地域に拠点を有する団体とする。

第2章 役員及び監事

(役員及び監事)

第6条 本会に、次の役員及び監事を置く。

(1)会長	1人
(2)副会長	若干名
(3)部会長	各1人
(4)総務	1人
(5)書記	1人
(6)会計	1人
(7)監事	2人

(役員及び監事の選任)

第7条 役員及び監事は、運営委員会において選任する。

- 2 役員は、第10条に定める運営委員より互選で選任する。
- 3 監事は、役員を兼ねることはできない。

(役員及び監事の職務)

第8条 役員及び監事の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
 - (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
 - (4) 総務は、事務書類の作成を担当する。
 - (5) 書記は、本会の書記を担当する。
 - (6) 会計は、本会の会計を担当する。
 - (7) 監事は、本会の会計及び役員の業務執行を監査する。
- 2 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、役員の業務又は財産に関し不正の行為、または法令、条例、規則及び要綱、若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを運営委員会及び区長に報告すること
 - (4) 役員の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること

(役員及び監事の任期)

第9条 役員及び監事の任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員等は、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

(顧問)

第10条 本会には顧問をおくことができる。

2 顧問は、運営委員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。任期は2年とし再任を妨げない。

3 顧問は、本会の運営につき助言する。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第11条 運営委員会は、本会構成団体（別表）の代表者及び会長が指名する者（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

2 前項の規定により、新たに会長が運営委員を指名する場合は、原則、当該地域に団体代表者の居住地または団体の拠点ないし事業所を有するものとし、運営委員会の同意を得るものとする。

(運営委員会の議決事項)

第12条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1)予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2)役員等の選任に関する事項
- (3)桃丘地域の「将来的な構想」の策定に係る事項
- (4)規約に関する事項
- (5)本会の構成・組織に関する事項
- (6)部会の設置に関する事項
- (7)その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第13条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めたとき
- (2)運営委員の2分の1以上から請求があったとき
- (3)第8条第2項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき

3 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

4 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第14条 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(委任状による出席)

第15条 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、会長に委任状を提出することができる。この場合において、第13条第4項の定足数の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第16条 運営委員会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1)日時及び場所
- (2)運営委員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む。）
- (3)開催目的、審議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名するものとする。

(議事録等の公開)

第17条 地域住民は、会長に申出のうえ、運営委員会の議事録を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は役員と協議のうえ、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

第4章 役員会

(構成)

第18条 本会に役員会を置く。

(責務)

第19条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)運営委員会に付議すべき事項
- (2)運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 役員総数の2分の1以上から請求があったとき
- (3) 第8条第2項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(議長)

第21条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第22条 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任状による表決)

第23条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、会長に委任状を提出することができる。

(議事録等)

第24条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)役員総数、出席者数及び出席者氏名（委任状提出者を含む）

(3)議事の概要及び議決の結果

(4)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名するものとする。

3 前2項により作成された議事録については、第17条第1項の規定を準用する。

第5章 部会

(部会の設置)

第25条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織等)

第26条 部会の組織等に副部会長、部会会計を設置することができる。

第6章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第27条 本会の経費は、大阪市補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の事業計画及び予算は、役員がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第28条 本会の事業報告及び決算は、役員が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 監事による監査結果について、地域住民から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は役員と協議のうえ、当該部分を

除いた帳簿を公開するものとする。

(会計帳簿の整備及び公開)

- 第29条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
- 2 地域住民は、会長に申出のうえ、会計に関する帳簿を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は役員と協議のうえ、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。
- 3 大阪市からの補助金等にかかる実績報告、収支報告等については、大阪市天王寺区ホームページにおいて公開するものとする。

(会計年度)

- 第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

- 第31条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第8章 雜則

(委任)

- 第32条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年3月27日から施行する。
- 2 桃丘地域活動協議会設立当初の役員及び監事の任期は、規約第9条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成26年3月26日から施行する。
- 4 この規約は、平成26年4月25日から施行する。
- 5 この規約は、平成28年2月26日から施行する。
- 6 この規約は、平成28年9月6日から施行する。
- 7 この規約は、平成30年10月12日から施行する。
- 8 この規約は、令和5年2月27日から施行する。
- 9 この規約は、令和6年6月25日から施行する。
- 10 この規約は、令和7年2月25日から施行する。

第2条関係

